# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁目2番20号
 子
 千
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例

ペーシ

◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 2

# 公布された条例のあらまし

- ◆職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第73号)
- 1 条例改正の目的

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)の施行による国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)等の一部改正を考慮し、長期勤続者等に対する退職手当に係る調整率を引き下げるとともに、当該調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めるよう必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 長期勤続者等に対する退職手当に係る調整率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、当該調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めること。(第1条から第4条まで)
- (2) 平成25年3月1日から同年12月31日までの間における退職手当に係る調整率を100分の98と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間における当該調整率を100分の92とする経過措置を設けること。(附則第2項から第4項まで)

-----

3 施行期日

この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。

## -----

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

## 高知県条例第73号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように 改正する。

附則第26項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の104)を「

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。

附則第27項中「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「(傷病又は死亡によらずに その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として 前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算し た額に前項に規定する割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高知県条例第19 号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は新条例附則第17項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあっては、25年未満)」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、付則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た」に改め、付則第7項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「次条第1項において「旧条例」を「以下この項及び次条第1項において「旧条例」に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年高知県条例第49号」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成

15年高知県条例第49号」に、「退職手当の額が、新条例」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削る。

附則第9条に見出しとして「(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)」を付し、同条中「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。) 附則第26項(新退職手当条例附則第28項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第27項の規定の適用については、新退職手当条例附則第26項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則 第5項(同条例付則第7項においてその例による場合を含む。)及び第6項の規定の適 用については、同条例付則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から 同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31 日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則 第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3 月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から 同年12月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25 年3月1日から同年12月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年1月1日 から同年12月31日までの間においては「104分の92」とする。